

仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

1 改正の理由

平成28年度の国民健康保険料算定に向けて「国民健康保険法施行令」の改正が予定されており、その改正を踏まえ、保険料の賦課限度額を改定するもの。

2 改正の概要

保険料の賦課限度額を以下のとおり、引き上げる。

- | | | | |
|------------------------|-------------------|---|--------------------|
| (1) 「基礎賦課額」の限度額 | (現行) <u>52</u> 万円 | → | (改定案) <u>54</u> 万円 |
| (2) 「後期高齢者支援金等賦課額」の限度額 | (現行) <u>17</u> 万円 | → | (改定案) <u>19</u> 万円 |
| ※ 「介護納付金賦課額」の限度額 | (現行) 16万円 | → | (据え置き) 16万円 |

3 施行日

平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の保険料から適用する。